

宮崎市体育協会競技別スポーツ教室開催補助金交付要綱

- 1 目的 市民を対象としたスポーツ教室を開催し、市民スポーツの振興に寄与するとともに、加盟競技団体の発展を図ることを目的とする。
- 2 主催 公益財団法人宮崎市体育協会
スポーツ教室実施競技団体（市体育協会加盟競技団体）
- 3 後援 宮崎市
- 4 開催時期 原則毎年7月から翌年2月末までとする。

5 事業内容

(1) 目的・対象

宮崎市民（宮崎市在住者及び在勤・在学者を含む。）又は加盟競技団体会員（登録者）を対象に競技の普及若しくは競技力向上を目的とする。

(2) 講師

加盟競技団体が団体内部又は外部の講師を選定及び依頼して実施する。

(3) 実施条件は次のとおりとする。

| 時間 | 回/週 | 人数 |
|---------------------|-------|------------|
| 1回2～4時間 延べ20時間以上 | 1回～2回 | 原則、毎回10人以上 |

なお、実施条件を満たさない加盟競技団体にあっても宮崎市体育協会と協議の上、開催することができる。

(4) 開催条件

- ① 登録団体の合同練習会や定例のスポーツ教室に併せて実施することはできない。
- ② 競技の特殊性、会場や講師の都合により市外での開催が必要な場合は、宮崎市体育協会との事前協議を必要とする。
- ③ 開催期間は、初回開催日から概ね60日以内とする。
- ④ 参加者は、必ず傷害保険に加入する。

6 開催補助額

予算の範囲内（上限5万円）で、「7補助対象経費」について補助金を交付する。

7 補助対象経費

スポーツ教室の開催にあたって補助の対象となる経費の区分は次のとおりとする。

(1) 報償費（講師、補助者謝金）

※講師及び補助者の謝金については、参加者（参加料）の負担にならないよう配慮して金額を決定すること。

(2) 旅費（市外講師の交通費等）

(3) 施設使用料（会場・会議室使用料等）

※会場は、原則として宮崎市立のスポーツ施設を使用する。

(4) 消耗品費（ボール、ラインテープ代等）

(5) 食糧費（講師、補助者の弁当代）※参加者の弁当代は含まない。

(6) 印刷費（資料代等）

(7) 通信運搬費（切手代等）

(8) 保険料（傷害保険）

8 実施要領

次の要領により実施する。

- (1) スポーツ教室の実施を希望する競技団体は、指定する日までに実施希望届出書（様式6-1）を提出し、実施競技団体としての仮決定後に使用施設の申込みや補助金交付申請手続きを進める。
- (2) 補助金交付申請書が受理され、補助金の交付決定書により通知があったものについては、競技団体において開催要項又は募集案内等を文書で（ホームページでも可）作成し、参加対象者に配布し周知する。
- (3) スポーツ教室を事業計画書に沿って実施する。この際、特別な事情により日程や会場の変更が生じたときには、速やかに宮崎市体育協会に計画変更を届け出る。
- (4) 開催が決定した後に、計画変更を届けられない場合や特別な事情もなしに計画を履行しなかった場合は補助金を減額することがある。

9 補助金交付・申請手続き

この補助金については精算払いとする。なお、申請手続きは次のとおりとする。（別添事務手続きの手順参照）

- (1) スポーツ教室開催事業補助金交付申請書類を指定する日までに提出
 - ① 補助金交付申請書・・・様式6-2
 - ② 事業計画書・・・様式6-3
 - ③ 収支予算書・・・様式6-4
- (2) 補助金交付決定書（本会より通知）・・・様式6-5
- (3) 事業終了後、30日以内の実績報告書を提出
 - ① 実績報告書・・・様式6-6
 - ② 実施報告書・・・様式6-7
 - ③ 収支決算書（又は決算見込書）・・・様式6-8
 - ④ 添付書類（領収書、参加者名簿及び出席表、参加者への配布資料、写真3枚程度）
- (4) 補助金交付確定通知書（本会より通知）・・・様式6-9
- (5) 請求書の提出
 - ① 請求書・・・様式6-10
- (6) 補助金の交付・・・各競技団体口座へ振込

10 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成28年1月22日から一部改正する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正する。